

陸上自衛隊の統計に関する達（昭和 3 8 年陸上自衛隊達第 1 1 - 2 号）の全部を改正する。

昭和 4 2 年 3 月 1 5 日

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

陸上自衛隊の統計に関する達

改正	昭和 43 年 2 月 28 日達第 11-2-1 号	昭和 43 年 11 月 14 日達第 92-10-2 号
	昭和 45 年 5 月 19 日達第 11-2-2 号	昭和 45 年 6 月 17 日達第 122-72 号
	昭和 53 年 1 月 20 日達第 11-2-3 号	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122-119 号
	昭和 63 年 4 月 8 日達第 122-126 号	平成 7 年 6 月 8 日達第 11-2-4 号
	平成 10 年 3 月 25 日達第 122-141 号	平成 12 年 3 月 22 日達第 11-2-5 号
	平成 13 年 3 月 26 日達第 122-164 号	平成 13 年 3 月 30 日達第 122-171 号
	平成 14 年 3 月 26 日達第 122-174 号	平成 18 年 3 月 27 日達第 122-207 号
	平成 18 年 7 月 26 日達第 122-211 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122-215 号
	平成 19 年 3 月 27 日達第 122-217 号	平成 20 年 3 月 31 日達第 122-226 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号	平成 23 年 3 月 29 日達第 122-247 号
	平成 27 年 10 月 11 日達第 122-274 号	平成 29 年 3 月 27 日達第 122-281 号
	平成 30 年 3 月 26 日達第 122-289 号	令和 3 年 3 月 22 日達第 11-2-6 号
	令和 4 年 3 月 22 日達第 11-2-7 号	

（目的及び範囲）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。以下同じ。）の統計の体系を整備し、統計に関する事務処理手続の基本的事項を定め、統計に関する事務を能率的に実施するとともに、適切な統計の作成を図ることを目的とする。

2 陸上自衛隊の統計は、陸上自衛隊患者統計規則（陸上自衛隊達第 9 2 - 2 号（3 1. 4. 9））、犯罪統計に関する達（陸上自衛隊達第 3 5 - 3 号（4 2. 3. 9））及び装備品等の統計調査実施規則（陸上幕僚監部達第 7 1 - 2 号（5 2. 1 1. 2））によるほかこの達による。

（用語の定義）

第 2 条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「指定統計」とは、陸上自衛隊の隊務の管理及び運営に必要な基本的統計として陸上幕僚長が指定した統計（以下「陸幕指定統計」という。）並びに特定の部隊等の長が指定した統計（以下「部隊等指定統計」という。）をいう。

(2) 「統計業務の調整主務者」（以下「調整主務者」という。）とは、統計業務に関する調整事務等を行う者をいい、陸上幕僚監部にあつては監理部長、陸上総隊司令部及び方面総監部にあつては総務部長、学校（富士学校を除く。）にあつては企画室長、富士学校にあつては総務部長、教育訓練研究本部にあつては総合企画部長、補給統制本部にあつては装備計画部長をいう。

（統計の種類）

第 3 条 陸上自衛隊における統計は、指定統計及びその他の統計（指定統計

以外の統計)とする。

(陸幕指定統計)

第4条 陸幕指定統計の名称、集計事項及び作成(保管)責任者等は別表第1のとおりとする。

(部隊等指定統計)

第5条 陸上総隊司令官、方面総監、学校長、教育訓練研究本部長及び補給統制本部長(「陸上総隊司令官等」という。以下同じ。)は、第2条第1号に規定する特定の部隊等の隊務の管理及び運営に必要な基本的統計を「陸上総隊指定統計」、「方面指定統計」、「学校指定統計」、「教育訓練研究本部指定統計」及び「補給統制本部指定統計」として指定することができる。

2 前項の規定は、防衛大臣直轄部隊等の長(学校長、教育訓練研究本部長及び補給統制本部長を除く。)に準用するものとする。

第6条 削除

(調整主務者の職務)

第7条 調整主務者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 統計の事務手続等の計画
- (2) 統計の技術的事項の調整
- (3) 指定統計の作成及び保管の調整
- (4) 統計作成の基準(標準)となる事項の設定
- (5) 統計の発表の調整
- (6) 統計知識の普及
- (7) 統計の改善

(統計の申請)

第8条 陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、次年度の電子計算機による統計に関して10月末日までに陸上幕僚長(装備品等の調達、保管、補給及び整備に関する統計にあつては装備計画部長、人事に関する統計にあつては人事教育部長、警務に関する統計にあつては警務管理官、経費及び収入に関する統計にあつては監理部長気付)に申請することができる。

2 陸上幕僚長は、前項の申請に基づき次年度の電子計算機による統計に関する実施計画を作成し、業務計画第2次指示の時期に併せ、装備品等の調達、保管及び調整に関する統計にあつては補給統制本部長に、人事に関する統計にあつては中央業務支援隊長に、経費及び収入に関する統計にあつては中央会計隊長にそれぞれ指示するものとする。

(率の定義及び算定方式)

第9条 統計に用いる率、人員等は、正確性及び統一性を確保するため、別表第2に定める率等の定義及び算定方式を用いて作成するものとする。

(委任規定)

第10条 この達に定めるもののほか統計に関し必要な事項は陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長が定める。

附 則

この達は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年2月28日陸上自衛隊達第11-2-1号)

この達は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年11月14日陸上自衛隊達第92-10-2号)

1 この達は、昭和43年12月1日から施行する。

附 則（昭和 45 年 5 月 19 日陸上自衛隊達第 11-2-2 号）

この達は、昭和 45 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 6 月 17 日陸上自衛隊達第 122-72 号）

- 1 この達は、昭和 45 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 53 年 1 月 20 日陸上自衛隊達第 11-2-3 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122-119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122-126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 8 日陸上自衛隊達第 11-2-4 号）

この達は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-141 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 11-2-5 号）

この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 122-164 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122-171 号）

この達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 122-174 号）

この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-207 号）

この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122-211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122-215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-217 号）

この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122-226 号）

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122-247 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 122-274 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-281 号）

この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-289 号）
この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 11-2-6 号）
この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 11-2-7 号）
この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

陸幕指定統計

区分		名称等	集計事項	調査時期	陸幕における作成(保管)責任者
部隊運用事項		災害派遣統計	災害種別件数、延派遣人員 延車両数、延航空機数	毎年3月末日	運用支援・訓練部長
人事事項	1	陸上自衛隊人員充足状況	部隊別、階級別、定員・現員充足率	毎月末日	人事教育部長
	2	離職状況	部隊別、階級別、任期満了・中途退職者数等	毎月末日	
	3	継続任用状況	部隊別、階級別、任期満了者該当者数・継続者数等	毎月末日	
	4	募集統計	(1) 自衛官候補生募集状況 (2) 曹候補生募集状況	毎月末日 毎年3月末日	
	5	予備自衛官等統計	(1) 予備自衛官及び即応予備自衛官 階級別、職種別、充足状況・訓練出頭者数等 (2) 予備自衛官補 現員数、教育訓練出頭者数等	毎月末日	
	6	服務規律事故状況	種別別、階級別、在隊年次別、原因別、発生件数等	毎月末日	
	7	就職援護状況	階級別、退職区分別、就職援護希望者・決定者数等	毎四半期末日	
	8	懲戒統計	態様別、階級別、原因別、処分状況等	毎四半期末日	
警務事項		犯罪統計	罪種別、階級別、原因別、発生件数・人員等	毎月末日	警務管理官
衛生事項		患者統計	部隊別患者数、伝染病患者数、無効率等	毎月末日	衛生部長
教育訓練事項	1	課程教育の状況	幹部・陸曹・陸士・事務官等別、一般課程教育・特技教育等実施人員等	毎年3月末日	人事教育部長
	2	練成訓練統計	各個訓練成果、部隊訓練成果	毎年3月末日	運用支援・訓練部長
	3	訓練事故統計	事故分類別、死傷者数、人員等	毎四半期末日	
装備事項	1	主要装備品の統計	(1) 主要装備品の定数、充足基準、充足数等 (2) 主要装備品の調達実施状況等	毎年3月末日 毎年9月及び3月末日	装備計画部長
	2	主燃料統計	種別別調達実施状況等	毎年3月末日	
	3	弾薬統計	調達実施状況等	毎年3月末日	

率等の定義及び算定方式

この表は、陸上幕僚監部又は部隊等で作成する統計に用いる「率」のうち主要なものを年度業務計画の業務別計画の計画区分ごとの項目に応じて分類整理したものである。ここに列挙した以外の「率」を用いる場合には、原則としてその算定方式と説明事項を注記するものとする。

計画区分	名称	定義等	算定方式	備考
共通	進捗よく率 (達成率)	達成目標又は計画に対する所望の算定時点までの実績の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定時点までの実績数}}{\text{達成目標(計画)数}} \times 100 (\%)$	
	月間所属人員	算定期間中における月間の所属人員をいう。	= 当月末日現在の所属自衛官数+当該月中に自衛官の身分を失った者の数+当月1日現在の所属事務官等の数	人員損耗率、任意退職率、犯罪発生率、犯罪者率等
	月間保有人員	算定期間中における月間の保有人員をいう。	= 前月末日現在の自衛官の保有人員数+当月1日現在の事務官等の現員数	業務改善提案率、物品亡失損傷発生率、懲戒処分率、安全管理千人率、事故発生率、自殺率等
	月間平均人員	算定期間中における月間の平均人員をいう。	= 人事日報の保有人員+〔不在人員欄の療養〔部内入院+部外入院+帰郷療養〕-〔臨時在隊人員欄の部内入院〕〕数の毎日の和÷その月の日数	無効率、り患率、就業患者数、死亡率等
	四半期の所属・保有人員		$= \frac{\text{当該3か月の月間所属(保有)人員の和}}{3}$	
	年間の所属(保有)人員		$= \frac{\text{当該年度12か月の月間所属(保有)人員の和}}{12}$	

	充足数	定員又は定数等に対して充足された数	= 装備品等については、現在数＋整備等のために他に一時管理換等中の数量	定数等とは、定数又は充足基準数をいう。 事象に従ってそれぞれの名称を冠する。
	現在数	指定時点における現実にある数（装備品等については物品管理簿の現在高の数量）		
	充足率	定員又は定数等に対する充足の状況を示す百分率をいう。	= $\frac{\text{充足数}}{\text{定員又は定数等}} \times 100 (\%)$	
人事 事項	人員損耗率	算定期間中の所属人員に対する隊員の身分を失った全ての者の割合を示す百分率をいう。	算定期間中に隊員の身分を失った者の数 = $\frac{\text{失った者の数}}{\text{算定期間中の所属人員}} \times 100 (\%)$	隊員とは、陸上自衛官及び事務官等をいう。
	中途退職率	算定期間中の所属人員に対する依願退職、免職、失職及び死亡により隊員の身分を失った者の割合を示す百分率をいう。	算定期間中に依願退職、免職、失職及び死亡により隊員の身分を失った者の数 = $\frac{\text{の身分を失った者の数}}{\text{算定期間中の所属人員}} \times 100 (\%)$	失職とは自衛隊法第38条による失職をいう。
	昇任率	昇任時における同階級の有資格者に対する昇任した者の割合を示す百分率をいう。	= $\frac{\text{就任時における昇任した者の数}}{\text{昇任時における同階級の有資格者数}} \times 100 (\%)$	
	年間昇任率	年間昇任資格者（年2回の昇任期日における資格者の和から重複する資格者を除いた人員）に対する年間に昇任した者の割合を示す百分率をいう。	= $\frac{b + d}{c - \{(a - b) - L(a - b)\} + a} \times 100 (\%)$ = $\frac{b + d}{c + b + L(a - b)} \times 100 (\%)$	a = 前期資格者数 b = 前期昇任者数 c = 後期資格者数 d = 後期昇任者数 L = $\frac{\text{年間損耗率}}{2}$
	任期満了退職率	任期満了該当者のうちの除隊者の割合を示す百分率をいう。	算定期間中の任期満了による除隊者数 = $\frac{\text{算定期間中の任期満了該当者数}}{\text{算定期間中の任期満了該当者数}} \times 100 (\%)$	

継続任用率	任期満了該当者のうちの継続して任用された者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の継続任用者数}}{\text{算定期間中の任期満了該当者数}} \times 100 (\%)$	
受験率	志願者に対する受験者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{受験者数}}{\text{志願者数}} \times 100 (\%)$	
第2次試験受験率	第2次試験受験予定者に対する受験者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{受験者数}}{\text{第2次試験受験予定者数}} \times 100 (\%)$	
入隊率	採用予定者（採用予定通知発送者）に対する採用発令者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{採用発令者数}}{\text{採用予定者数}} \times 100 (\%)$	
採用率	志願者に対する採用発令者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{採用発令者数}}{\text{志願者数}} \times 100 (\%)$	
募集達成率	採用計画数に対する採用発令者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{採用発令者数}}{\text{採用計画数}} \times 100 (\%)$	
出頭率	各種招集命令を受けた予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補に対し出頭した予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{出頭した予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補数}}{\text{招集命令を受けた予備自衛官、即応予備自衛官又は予備自衛官補数}} \times 100 (\%)$	
懲戒処分率	算定期間中における保有人員1,000人について、懲戒処分を受けた者が何人いたかという比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に懲戒処分を受けた者の数}}{\text{算定期間中の保有人員}} \times 1,000 (\text{対1,000人の率})$	

安全管理千人率	算定期間中における保有人員1,000人について、安全管理に起因して発生した死傷率が何人いたかという比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に発生した死傷者数}}{\text{算定期間中の保有人員}} \times 1,000 \text{人 (対1,000人の率)}$	
事故発生率	算定期間中における保有人員1,000人について発生した事故が何件あったかという比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に発生した事故の件数}}{\text{算定期間中の保有人員}} \times 1,000 \text{ (対1,000人の率)}$	事故の区分、細分に従ってそれぞれの名称を冠する。
適正検査合格率	適性検査の結果、当該検査区分に合格した者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{合格者数}}{\text{受験者数}} \times 100 (\%)$	検査の区分に従って、それぞれの名称を冠する。
公務員宿舍充足率	住宅不安定者と公務員宿舍入居者との和に対する公務員宿舍入居者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{公務員宿舍入居者数}}{\text{住宅不安定者数} + \text{公務員宿舍入居者数}} \times 100 (\%)$	
就職援護希望率	算定期間中の退職人員数に対する就職援護を希望した者の数の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{就職援護希望者数}}{\text{退職人員数}} \times 100 (\%)$	
警務事項	犯罪発生率	算定期間中における所属人員1,000人について、犯罪が何件発生したかという比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に発生した犯罪の件数}}{\text{算定期間中の所属人員}} \times 1,000 \text{ (対1,000人の率)}$
	犯罪者率	算定期間中における所属人員1,000人について、犯罪者が何人発生したかという比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の犯罪者数 (隊員)}}{\text{算定期間中の所属人員}} \times 1,000 \text{ (対1,000人の率)}$
	検挙率	算定期間中に自衛隊に関して発生した犯罪件数に対する検挙した事件数の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の犯罪を検挙した件数}}{\text{算定期間中の犯罪発生件数}} \times 100 (\%)$
	送致率	算定期間中に検挙した事件数に対する検察官に送致した事件数の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の送致事件数}}{\text{算定期間中の検挙事件数}} \times 100 (\%)$

	起訴率	算定期間中に検察官に送致された事件数に対する起訴された事件数の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の起訴事件数}}{\text{算定期間中の送致事件数}} \times 100$	
衛生事項	り患率	算定期間中の隊員1,000人当たり1日に患者が何人発生したかという比率を年率で換算して表したものをいう。	$= \frac{\text{算定期間中の患者発生数}}{\text{算定期間中の平均人員}} \times \frac{\text{その年の日数}}{\text{算定期間の日数}} \times 1,000$ (対年対1,000人の率)	患者発生率ともいい、入院、入室別又は疾病傷病分類別に応じてそれぞれの名称を冠する。
	就業患者率	算定期間中の隊員1,000人当たり1日について就業患者が何人あったかを示す比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の就業患者日数}}{\text{算定期間中の平均人員}} \times \frac{1}{\text{算定期間の日数}} \times 1,000$ (対日対1,000人の率)	就業患者とは、傷病が軽度で「医務室」、「部内病院」及び「部外病院」で診療（通院、受診）に要する時間以外は通常の勤務に服して差し支えない者及び就床する必要はないが強度の肉体的労働を必要とする勤務に服することができない者（激務休）をいう。
	無効率	算定期間中の隊員1,000人当たり1日について無効患者が何人あったかを示す比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の無効日数}}{\text{算定期間中の平均人員}} \times \frac{1}{\text{算定期間の日数}} \times 1,000$ (対日対1,000人の率)	無効患者とは、傷病が重い場合通常の勤務に服することができず、「医務室」、「部内病院」、「部外病院」及び「帰郷療養」で1日を超えて休養・療養（その日に休養してその日に治ゆ等する者は含まない。）する者をいう。
	患者率	算定期間中の隊員1,000人当たり1日について、患者が何人あったかという比率をいう。	$= \text{就業患者率} + \text{無効率}$	患者とは、就業患者及び無効患者の和をいう。
	有病率	算定時点における隊員1,000人当たり患者が何人あったかという比率をいう	$= \frac{\text{算定時点の患者数}}{\text{算定時点の所属人員}} \times 1,000$ (対1,000人の率)	

死亡率	算定期間中の隊員100,000人当たり死亡者が何人あったかという比率で年率に換算して表したものをいう。	$= \frac{\text{算定期間中の死亡者数}}{\text{算定期間中の平均人員}} \times \frac{\text{その年の日数}}{\text{算定期間の日数}} \times 100,000$ <p style="text-align: center;">(対年対100,000人の率)</p>	死亡者とは、病死、自然死、事故死、自殺、他殺を問わず、すべての死亡者をいう。
健康診断受検率	健康診断を受検すべき人員に対する受検した人員を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{受検者数}}{\text{所属隊員数} - \text{診断書等による判定者数}} \times 100 (\%)$	所属隊員とは、健康診断実施日に駐屯地に所在する部隊等に勤務する総人員をいう。
判定率	身体検査又は健康診断において、受検した人員に対する判定区分に判定された者の数を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{判定区分別人員数}}{\text{受検者数}} \times 100\%$	各判定区分に従って、それぞれの名称を冠する。
平均在院日数	算定期間中の1人の患者が入院してから退院するまでの在院日数を推定したものをいう。	$= \frac{\text{算定期間中の入院患者延数}}{1/2 (\text{算定期間中の新入院患者数} + \text{算定期間中の隊員患者数})}$	
平均通院日数	算定期間中の1人の外来患者が初診から転帰まで何回通院したかを推定したものをいう。	$= \frac{\text{算定期間中の外来患者延数}}{\text{算定期間中の初診外来患者数}} \times 100 (\%)$	
病床利用率	算定期間中の定床数に対する入院患者の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の1日平均入院患者数}}{\text{算定期間中の病床数}} \times 100 (\%)$	
病床回転率	利用病床(病床数×病床利用率)が年度内に平均何回転したかを推定したものをいう。	$= \frac{\text{算定年度日数}}{\text{平均在院日数}}$	

装 備 事 項	品目（点数・金額）補給率	請求に対する出荷の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の出荷延品目（点数・金額）}}{\left[\text{算定期間当初の払出予定延品目（点数・金額）} + \text{算定期間中の被請求延品目（点数・金額）} \right] - \left[\text{取消延品目（点数・金額）} + \text{失効延品目（点数・金額）} \right]} \times 100 (\%)$	
	品目（点数・金額）補給数	請求及び調達要求に対して受領及び納入された割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の受領延品目（点数・金額）} + \text{調達納入延品目（点数・金額）}}{\left[\text{算定期間当初の受入予定延品目（点数・金額）} + \text{調達納入予定延品目（点数・金額）} + \text{算定期間中の請求延品目（点数・金額）} + \text{調達要求延品目（点数・金額）} \right] - \left[\text{取消延品目（点数・金額）} + \text{失効延品目（点数・金額）} \right]} \times 100 (\%)$	
	即時補給率（D/S）	算定期間中に受けた請求に対して在庫品をもって出荷できた割合を示す百分率を示す。	$= \frac{\text{算定期間中の即時出荷延品目（点数・金額）}}{\text{算定期間中の被請求延品目}} \times 100 (\%)$	<p>左記の算定方式は、共通的なものを示したものであって、これらの算定方式に含まれる算定要素と異なった要素を用いた率を使用する場合は、その性質を簡明に表現する冠称を付するものとする。</p> <p>例 保管指定品目等即時補給率（品目） $\frac{\text{算定期間中の即時出荷保管指定部品等延品目}}{\text{算定期間中の被請求延品目}}$</p>
	要更新率	充足数に対する要更新数の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{部隊充足数のうち修理不能品の数又は修理可能であっても経済上その他の理由により更新したほうが利であるとするものの数}}{\text{部隊充足数}} \times 100 (\%)$	

倉庫利用率	倉庫として使用可能な面積に対する現に使用している面積の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{使用総面積 (平方メートル)}}{\text{使用可能倉庫総面積 (平方メートル)}} \times 100 (\%)$	使用可能倉庫面積とは、通路等を含まない実際に倉庫として使用可能（使用すべく定められた）面積をいう。
野積地利用率	野積地として使用可能な面積に対する現に使用している面積の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{使用総面積 (平方メートル)}}{\text{使用可能野積地総面積 (平方メートル)}} \times 100 (\%)$	使用可能野積地とは、実際に野積地として使用すべく定められた面積をいう。
要整備発生率	充足数に対して一定期間（年間、四半期、月、日、時間）に発生した要整備数の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間に発生した要整備数}}{\text{算定期間の平均充足数}} \times 100 (\%)$	
可動率	算定期間中の器材ごとの在籍日数（時間）の総和に対する各器材が可動し得る状態にあった日数（時間）の総和の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の器材ごとの在籍日数(時間)の総和} - (\text{算定期間中の器材ごとの2段階以上の整備日数(時間)の総和} + \text{算定期間中の器材ごとの整備以外の原因による不可動日数(時間)の総和})}{\text{算定期間中の器材ごとの在籍日数(時間)の総和}} \times 100 (\%)$	
航空機全般可動率	算定期間中の充足機ごとの在籍日数の総和に対する各機ごとの可動し得る状態にあった日数の総和の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に各機が可動し得る状態にあった日数の総和}}{\text{算定期間中の充足機ごとの在籍日数の総和}} \times 100 (\%)$	(1) 可動とは、航空機が4時間以上可動し得る状態にあるか又は実働したことをいう。 (2) 充足機とは、在籍している航空機をいう。
航空機部隊可動率	算定期間中の保有機ごとの在籍日数の総和に対する各機ごとの可動し得る状態にあった日数の総和の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に各機が可動し得る対応にあった日数の総和}}{\text{算定期間中の保有機ごとの在籍日数の総和}} \times 100 (\%)$	(1) 可動とは、上記に同じ (2) 保有機とは、充足機のうち3段階整備以上の整備のため後送した航空機を除いたもの。
臨時契約率	契約総件数（金額）に対する臨時調達要求にかかわる契約件数（金額）の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{臨時調達要求分契約件数（金額）}}{\text{契約総件数（金額）}} \times 100 (\%)$	

不調率	調達要求受理品目数（金額）に対する契約不調品目数（金額）の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{契約不調品目数（金額）}}{\text{調達要求受理品目（金額）}} \times 100（\%）$										
調達進ちょく率	部隊機関ごとの経費示達額に対する調達要求済額、経費示達額に対する契約済額、調達要求額に対する契約済額等の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{調達要求済額}}{\text{経費示達額}} \times 100（\%）$ $= \frac{\text{契約済額}}{\text{経費示達額}} \times 100（\%）$ $= \frac{\text{契約済額}}{\text{調達要求済額}} \times 100（\%）$										
回転率	平均在庫数量（金額）に対する交付数量（金額）の割合を示す百分率をいい、在庫品の回転度合いを示す。	$= \frac{\text{交付数量（金額）}}{\text{平均在庫数量（金額）}} \times 100（\%）$										
故障発生率	算定期間中の充足数に対する発生した故障の延回数の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に発生した故障の延回数}}{\text{算定期間中の充足数}} \times 100（\%）$										
統計機械可動率	算定期間中の機械の基準可動時間に対する実際に機械を動かした時間を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の実際に機械を動かした時間}}{\text{算定期間中の基準可動時間}} \times 100（\%）$	<p>実際に動かした時間とは、計算をしている時間と計算をしないで動かしている時間（機械にかける準備及び後始末）をいう。</p> <p>基準稼働時間は、</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>1日</td> <td>半日</td> </tr> <tr> <td>買取機</td> <td>6時間</td> <td>3時間</td> </tr> <tr> <td>借上機</td> <td>契約時</td> <td>契約時</td> </tr> </table> <p>で計算する。</p>	区分	1日	半日	買取機	6時間	3時間	借上機	契約時	契約時
区分	1日	半日										
買取機	6時間	3時間										
借上機	契約時	契約時										
統計機械故障率	算定期間中の機械の基準可動時間に対する故障のため動かなかった時間の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の故障のため動かなかった時間}}{\text{算定期間中の保有車両総数} \times \text{日数}} \times 100（\%）$	故障のため動かなかった時間には修理中の時間及び修理後の試運転の時間を含む。									

車両可動率	算定期間中の保有前車両に対する実際に運行した車両の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に実際に運行した台数} \times \text{日数}}{\text{算定期間中の保有車両総数} \times \text{日数}} \times 100 (\%)$	
車両燃料消費率	算定期間中の1走行キロメートル当たりの車両燃料平均消費量をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の実走行に消費した車両燃料実消費量 (リットル)}}{\text{算定期間中の車両の実総走行キロメートル (リットル/キロ)}}$	
車両燃料消費効率	基準燃料消費量に対する算定期間中の1走行キロメートル当たりの燃料平均消費量の割合を示す百分率であり、実績が効率的であったかどうかを示す。	$= \frac{\text{算定期間中の1走行キロメートル当たりの平均燃料消費量}}{\text{基準燃料消費量}} \times 100 (\%)$	
100万走行キロメートル当たり車両事故発生率	算定期間中の車両の100万走行キロメートル走行した場合の車両事故発生件数をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の車両の事故発生件数}}{\text{算定期間中の車両の総走行キロメートル}} \times 1,000,000$ <p>(対1,000,000キロ当たりの率)</p>	
100万走行キロメートル当たり死傷者発生率	算定期間中の100万走行キロメートル走行した場合の車両事故による死傷者発生件数をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の車両事故による死傷者発生数}}{\text{算定期間中の車両の総走行キロメートル}} \times 1,000,000$ <p>(対1,000,000当たりの率)</p>	
航空事故発生率	算定期間中の1,000飛行時間(10万飛行時間)当たりの航空事故の発生件数をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の航空事故発生件数}}{\text{算定期間中の総飛行時間}} \times 1,000$ <p>(100,000) (対1,000時間の率)</p>	他の官庁又は民間の統計と比較する場合は、10万飛行時間を用いる。

その他の事項	業務改善提案率	算定期間中における所属人員100人について業務改善提案が何件あったかという比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の提案件数}}{\text{算定期間中の保有人員}} \times 100$ (対100人の率)	
	業務改善提案採用率	算定期間中に採用を決定した件数の割合を示す百分率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中の採用決定件数}}{\text{算定期間中の提案件数}} \times 100 (\%)$	採用決定件数とは、今期提案の今期採用決定件数及び前期からの繰越の今期採用決定件数をいう。 提案件数とは今期の提案件数及び前期からの未処理による繰越件数をいう。
	物品亡失損傷発生率	算定期間中における保有人員1,000人について物品亡失損傷が何件あったかという比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に発生した物品損傷の件数}}{\text{算定期間の保有人員}} \times 1,000$ (対1,000人の率)	件数は、物品管理職員及び使用職員ごとに計上し、同一職員が同一時点に亡失損傷した場合は1件として計上する。
	亡失損傷物品金額率	算定期間中における保有人員1人当たりの亡失損傷した物品の金額を示す比率をいう。	$= \frac{\text{算定期間中に亡失損傷した物品の送金額}}{\text{算定期間中の保有人員}}$	